

令和5年9月1日

大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪）各館指定管理者の適格請求書発行事業者登録番号について

大阪市立男女共同参画センター各館は、次の共同事業体（民法上の組合）が指定管理者として管理運営を行なっております。

（大阪市立男女共同参画センター中央館）

大阪市男女共同参画推進事業体

（大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館）

大阪市男女共同参画推進事業体（北）

（大阪市立男女共同参画センター西部館）

クレオ大阪西・こども文化センター共同事業体

（大阪市立男女共同参画センター南部館）

大阪市男女共同参画推進事業体（南）

（大阪市立男女共同参画センター東部館）

大阪市男女共同参画推進事業体（東）

各共同事業体の構成員全員が適格請求書発行事業者であることから、各共同事業体の代表者である一般財団法人大阪男女いきいき財団が、各共同事業体を代表して適格請求書を発行します（天王寺税務署長届出済）。

ただし、収納を代行している一部の役務については、適格請求書を発行できない場合があります。

一般財団法人大阪男女いきいき財団

登録番号 T9120005004067

※ 国税庁サイトでは旧法人名称で掲載されておりますが、名称変更届出済です。